

6 現代かなづかいについて

【問】 現代かなづかいはどんな方針で決定されましたか。

【答】 これについては、安藤主査委員長の総会への報告を次に掲げます。

現代かなづかいに関する主査委員長報告

安 藤 正 次

1

かなづかいに関する主査委員会の経過ならびに審議の結果を御報告申し上げます。

まず申し上げるべきは、本委員会の組織についてであります。本委員会は、初め、有光・時枝・山本・神保・金田一・清水・河井・井手・藤村・小幡・安藤の11委員で組織されたのでありますがその後さらに、東条・松坂・佐伯・石黒・岩淵・西尾・服部・宮川の8委員を加えまして、計19名となりました。主査委員長は皆さまの御推薦によりまして、わたくしがその任にあたることになりました。

委員会は、6月11日を第1回といたしまして、9月の初めまでに会合を重ねること12回、慎重審議の末、ようやく成案を得ましたの

で、ここにこれを「現代かなづかい」と名づけて、御報告申し上げることとなったのであります。本日これについて御報告申し上げるに当りまして、終始一貫、この仕事に御協力を賜わった委員各位を初め、幹事・書記のかたがたの御労苦に対して、深い感謝の念を表せざるを得ません。お手もとにございます「現代かなづかい」の一は、この御労苦の成果にほかならないのであります。

2

さて、次に申し上げたいのは、本委員会はかなづかいというものをどう考えたか、これが審議に当ってどういう態度をとったか、これが処理についてどういう方針をたてたかということであります。

かなづかいの問題は、国語・国字に関する他の諸問題と同じく明治初年以来の懸案であり、しかも未解決のままに今日に及んでいることは、御承知のとおりであります。国語審議会が今回この問題を取り上げて委員会に付託されるに至りましたのも、これが単に漢字の制限と不可分の関係をもっているということばかりからでなく、これが解決はまた、書きことばの簡易化の一環として、教育上の負担の軽減、一般民衆の知能の向上に重要な関係をもち、ひいては、国語の改革という大きな問題にも影響を及ぼすがゆえと存ぜられるのであります。この意味において、本委員会もまた、この問題をどう取り扱うかに当っては、じゅうぶんにかなづかいの本質を考慮いたしまして、一面には応急の処理を講じながらも、また他の一面においては、未来への展開に違算のないよう、国語の進運を助けること

のできるようにとの心構えをたてたしだいであります。

まず、かなづかいというものにつきましては、国語をかなで書く場合の準則がかなづかいであると解する大体論は、おそらく何人も異存のないことと考えますが、その準則の基くところをいずれにおくか、これをいにしえに求めるか、今に求めるかにおいて、諸家の意見は必ずしも一つに帰していないのであります。

現在、学校の教科書などに採用されておりますかなづかいは、復古かなづかいもしくは古典かなづかいと呼ばれておりますように、その準則のよりどころをいにしえにおいております。これは平安朝の言文二途に分れなかった時代の文献に見えているかな書きの実績をよりどころとして、帰納的にそれぞれのことばを書く場合の準則を定めたものであります。平安朝のことばに関するかぎり、これが權威はじゅうぶんに認められてしかるべきものであります。さてこれが後代にまでその準則の力を及ぼしうべきかは疑問であります。

これより以前、奈良朝にもその時代の国語を象徴するかなづかいの存在していたことが帰納的に認められております。学者のいわゆる特殊かなづかいのごときは、ことに顕著なものであります。それも、ことばにおける音韻の識別とその消長を一つにしておりましてその拘束の力は後代に及んでいないのであります。これが自然の理法であります。

しかしながら、あるいはまた、平安朝のかなづかいは、当代におけるかなの普及に伴って定着性をもつようになったばかりでなく、

その時代のかな文化は遠く後世にその影響を及ぼしているから、それらの点から見て、今においてもなお、この時代のかなづかいは一般の準則として認められる資格をもつという説もあるかもしれませんが。しかし、平安朝はいかにもかな文学の盛んであった時代には違いありませんが、それは社会のある階層においてであったといってもよいのであって、一般の社会人は、日記・記録体の文章、尺牘、往来体の文章、あるいは漢詩文などに親しむことが多いというのが当時の実情であったと思われませんが、こういう各種文体の対立と、わが国字が元来複国字制で、漢字で書いてもよく、かなで書いてもよく、そのかなもひらがな・かたかなのいずれでもよいことになっているのとあいまって、かなづかいに定着性を与えるような余裕はなかったことと考えられます。むしろそういう次第から、書かれたことばと語られることばとは常に遊離した状態におかれたので、それゆえにこそ、ついに言文相分れることにもなったのであります。鎌倉時代の普通に定家かなづかいといわれている「行阿仮名文字遣」のできた由来を尋ね、またその内容を調べてみましても、平安朝のかなづかいがこういう王朝文学の勢力圏内にある人々の間にすら、その規範の力をもち得なかったことが知られます。

さらにまた、このかなづかいの実体が、江戸時代の国学者の研究によってはじめて明らかにされたことでも、これは裏書きされるのであります。

しかしながら、その江戸時代においても、このかなづかいは、わ

ずかに一部の学者の間に信奉者（実践者）をもっていたに過ぎないし、明治時代にはいはって、これが学校の教科に取り入れられて久しきにわたること前に述べたとおりであります。70年の歳月を経ているにもかかわらず、まだまだ、かなづかいは定着性をもつことができず、あいかわらず遊離の状態におかれております。

以上のようないろいろの事実を、とり集めて考えてみますのに、わたくしどもは、現代のことばをかなで書き表わす場合の準則というものは、現実には何ももっていないといえと存じます。今までのかなづかいの準則と認められる平安朝中期ごろまでの実績をよりどころとしたものは、これが言文二途に分れた後までもずっと関係をもっているといったしましても、それは、文語の系統に属すべきものなのであります。したがって現代においても、文語の範囲では今までのかなづかいを認めてよいと存じますが、口語体のものにおいて、今までのかなづかいによるのは不合理であります。その不合理がいろいろの問題を生んでおります。口語の世界にあっては、口語それ自身のうちに、かなで書く場合の準則が求められるべきものと信じます。それが合理的であります。そこで委員会では、現代社会の実情と要求とに応じまして、今までのかなづかいに対して現代文の口語体のものに適用されるべき新しいかなづかいを制定するのがその当を得たことと考えたのであります。この制定に当りまして準則のよりどころを今に求め、現代語の音韻意識によって書き分けることを本体といたしましたことは申すまでもございません。これ

を現代かなづかいと名づけましたのもこの意味からであります。

なお本委員会では、かなづかいの上に、字音・国語の別を立てないことにいたしました。従来の字音かなづかいは、漢字の一字一字の字音をあきらかにするのが主たる目的であるかに見られます。しかしわれわれの準則を見いだそうとするのは、ひとしく国語として受け取られるものについてであり、字音語を特に区別する必要がないからであります。

またここに一言しておくべきことは除外例についてであります。この種の準則には、除外例を設けないほうが、取扱の上からも、体制の上からもつごうがよいのではあります。かなづかいのような問題は、冷やかな理論だけでかたづけられるものではありません。そこには国民感情や書記習慣の顧慮されなければならぬものがあります。本かなづかいに認めてあります除外例のうちには、伝統的の書記習慣をしばらく存しておくという類のものがあり、あるいは、まだ一般的の書記習慣とはならないが、まずこれを取り上げておくという類のものがある。必ずしも一様ではありませんが、要するにこれは、そこにこれだけの余裕を存して国民の総意に訴えるという意図に出でたものであります。その余裕は、要するに明日のための余裕であります。

3

次に申し上げるべきは表記に関する通則についてであります。

表記に関する通則は、長音を表わす場合^{よらん}拗音を表わす場合、促音

を表わす場合の三つであります。

まず、長音を表わすには、古くから

アにはア イにはヒ・イまたはキ

ウにはフまたはウ エにはイ・エまたはヘ

オにはフ・ウまたはフ・オ

を使っております。このかなづかいでは

アにはア イにはイ ウにはウ

エにはエ オにはウ

を採用することにいたしました。これは主として伝統的の書記習慣を考慮したからであります。ただしオの場合には、ウのほかにオの使われたのもかなり古くからのことでもありますから、ウを書くのを本則としましてオの使用をも認めることにいたしました次第であります。

なお、長音符というべきものに「ー」があります。これは外国語を書き表わす場合などに多く使われておりますが、これもある範囲には認めてもよいかと存ぜられます。こうして国民の選択にまつのも余裕をおくやり方であります。「ー」の使用も古くその例が無いのではありません。山槐記^{中山忠親}治承二年正月十八日の条に「^{マート}的懸^{一カケ}如此仰也^マ字^ト字間長^ト字カ字又同^{カケ}字サカケサカリ音ニ引ツ、ケ仰也^不召^的懸名」とあります。新井白石は東音譜に側線を使っております。

送声 送声者送気声也。不可以混余声

本音不転以送其気即送声也

ア イ ウ エ ヲ カ キ ク ケ コ

なお、長音のうちで問題となるべきものは、エ列の長音の場合であります。この場合のものは国語ではまれであります。「永遠」「経營」のごときはエイ・ケイ・エイであるからそのとおりにエイ・ケイ・エイと書くのを本体といたします。拗音ようおんにつきましては、や ゆ よ を右下に小さく書くことを本体といたしました。古くキァ チォ などの例もありますが、や・ゆ・よのほうが普通であります。

拗音のうちには、くわ、ぐわ の類がありますが、これは、このかなづかいでは、か がに統一することにいたしました。

促音を表わすには、やはり普通の慣習に従いまして、っ を右下に小さく書くことを本体といたしました。

拗音・促音を右下に小さく書くことが印刷その他の関係で不可能である場合も考慮されております。

4

次に本案の細目にわたって御説明申し上げます。

(1) 全般的に音韻上の区別の失われているもの

第一 ゐ ゑ を は、い え お と書く。

ただし助詞のをを除く。

これは音韻上の区別の失われたものを一つにいたしましたのであります。

和行の ゐ ゑ を は、現代においては、その音韻的特質を失いまして、ア行の い え お と同じように発音されるのでありますから、

これをい え おに統一することにいたしました。ただ助詞のをは一方では古くからの書記習慣を顧慮するという点から、一方では特に助詞専用のかなとして使うのに他に紛れるおそれがないという点から、これを存しておくことにいたしました。

(2) 地域的に音韻上の区別の失われているもの

第二 くわ ぐわはか がと書く

第三 ぢ づはじ ずと書く

(3) 音韻の変化

第四——第九

これは、語中における波行音の問題であります。

波行動詞の活用語尾もここにはいります。

ただし、これに は への除外例があります。

(4) 長音 第十 —— 第二十

ゆう	いう	いふ	ゆふ
ええ			
おう	あう	わう	あふ ほう
こう	かう	くわう	かふ こふ
ごう	がう	ぐわう	がふ ごふ
そう	さう	さふ	

ぞう	ざう	ざふ		
とう	たう	たふ		
どう	だう			
のう	なう	なふ	のふ	

「昨日」の「きのふ」は「きのう」と書きます。

ほう	はう	はふ	はう
ぼう	ばう	ばふ	
ぽう	ぱう	ぽふ	
もう	まう		
よう	やう	えう	えふ
ろう	らう	らふ	

(5) 拗長音

第二十一 — 第三十三

ウ列

きゅう	きう	きふ
ぎゅう	ぎう	
しゅう	しう	しふ
じゅう	じう	じふ
	ぢゅう	
ちゅう	ちう	
にゅう	にう	にふ

ひゅう	ひう		
びゅう	びう		
りゅう	りう		りふ

オ列

きょう	きやう	けう	けふ
ぎょう	ぎやう	げう	げふ
しょう	しやう	せう	せふ
じょう	じやう	ぜう	
	ぢやう	でう	でふ
ちょう	ちやう	てう	てふ
にょう	ねう		
ひょう	ひやう	へう	
びょう	びやう	べう	
みょう	みやう	めう	
りょう	りやう	れう	れふ

5.

以上で一応現代かなづかいに関する御説明を終えたのでありますが、ここに終りにのぞみまして、本主査委員会の当局に対する切なる要望を申し添えておきます。

前にも述べましたように、このかなづかいは、現代語をかなで書く場合の準則たるべきことを期したものでありまして、これがさい

わいに本総会の御賛同を得、広く世に行われることになりますれば、書きことばの簡易化に資することの多きはもちろん、教育上の負担の軽減、社会民衆の知能の向上に多大の影響を及ぼすことは、わたくしどもの深く信じて疑わざるところであります。わたくしどもはさらにこの新しいかなづかいの制定を機として、このかなづかいに定着性を与えてこれをりっぱな現代かなづかいに盛り立てて行くことを念願するものであります。現代かなづかいはその準則は簡単であり、ほとんど迷うところがないといえます。しかし、その簡単なもの、迷いなしと思われるもの必ずしも常にそのとおりになりません。現代語の教育を高め、現代語の認識を強めるの要はここにあるのであります。うらむらくは、現下のわが国における現代語の調査研究はきわめて貧弱であります。広くこれを国語政策の立場から見ましても、国語教育の実際から見ましても、これを今日のまに放任しておくのは文化国家の恥辱であります。標準語制定という大きな問題を初め各種の考査を要する問題が山積いたしております。それらの問題の基礎となるべき調査研究はゆるがせにすべきではありません。わたくしは端的に申し上げます。わたくしどもは、政府当局がすみやかに有力な現代語の調査研究機関の設立に着手されることを要望するのであります。しかもこれは総合的の体制を備えたものでなければならぬと存じます。これが根本の問題であります。

以下申し述べる事がらは、これから見ますれば枝葉のことではあります。これまた急を要する意味において申し添えることにいた

します。

その一つは、現代かなづかいは、文法体系に関係をもつことが少なくないのでありますから、従来の国語文法の改訂について応急の処置を講ぜられたいこと。

その二つには、外国語をかなで書く場合の準則はこれに含まれていませんから、それについては別途委員会を設けてしかるべく制定の方法を講ぜられたいこと、すでに国語になりきっている外来語が現代かなづかいによるべきことはいうまでもありません。

その三つは、送りがな法、分ち書き法、句とう法などの制定をまた閉却されるべきでないこと等であります。

かなづかいの意義

【問】 かなづかいというものは、発音記号ではなく、正書法に関するものです。現代かなづかいもまた、かなづかいという以上、正書法であるし、一つの語は、いつ、どこで、だれが書いても同じものであるべきです。それを、地方によって、「クワ・カ」「ヂ・ジ」など、発音を区別して書き分けてもよいと認めているのは、正書法にも反するし、標準的発音に基くという精神とも相入れないものです。また、ある新聞は、「うなづく」「ぬかづく」「ひざまづく」と書き、他の新聞は、「うなずく」「ぬかずく」「ひざまずく」としているといった調子です。また「世界じゅう」「一日じゅう」があるかと思えば、「世界ぢゅう」「一日

ぢゅう」があります。文部省の御意見を伺いたいのです。

【答】 「現代かなづかい」の根本の方針はそのまえがきにいわれているように——現代語音に基いて現代語をかなで書き表わす場合の準則を示す——ことにあるのです。そしてわれわれ現代の国民にとって特に次代の日本を築くべき多くの少年・少女にとって、「現代語音を基準とする」かなづかいが、国語の書き方をやさしくし、能率的にすることは申すまでもないと思います。

「現代かなづかい」が国民特に少年たちを古いかなづかいの重荷から解放することの意義は大きいし、国語がほんとうに国民の国語になっていく上に役だつことは必ず大きいと信じます。地方によって、「クワ・カ」「ヂ・ジ」等をいい分けているところはかきわけてもさしつかえないとしておりますが、指摘しておられるように、厳密に一定したいわゆる正書法の理想からいえば、確かに細則の定め方において妥協的なところがあるといえます。

これは理論上の一貫性に縛られて、かえって多くの人が行う上にごあいが悪いようであってはならない。こういう心配りから国語審議会では融通性をもたせたものと思います。しかしみんなが守るべき本則・基準を示した上での妥協なのです。ですから、「クワ・カ」「ヂ・ジ」の例についていえば、「カ」「ジ」と書くのが基準ですから、このほうが望ましいのですし、やが

て国民全体に一定の書き方が行われることになりましょう。こういう一部の妥協性によって、「現代かなづかい」の意義が失われるとはいえません。

次に指摘されたように2語の連合によって生じた「ぢ・づ」は「ぢ・づ」と書くという細則については、それぞれの解釈の違いによって、「うなず(づ)く、ひざまず(づ)く、世界じ(ぢ)ゅう」とのように違いが生ずるわけで、しかもそれぞれ理論的には決して誤りとは認められません。こうした違いの生ずることばはそうたくさんあるわけではありませんが、こうした種類のことばには具体的に書き方を定めることが必要と思います。文部省でもこれについては部内で論議を重ね、だいたいの基準をつくってこれを教科書に採用して態度を明らかにしました。

指摘された「世界ぢゅう」か「世界じゅう」かは、その結果、公的な書き物には今のところ「じゅう」を採用することに決めましたのです。したがって、こどもに質問された場合には教科書どおりに「じゅう」と教えてくださればよいのです。

こうした問題は学問的な考え方の違いによって意見の分れることもあります。お互いに研究し合うことによってよき一致点を見いださうるものと信じます。これは国民全体の問題であり、要は現代と将来の日本国民のためによき国語の書き方をつくりあげようという仕事ですから。

不統一なかなづかい

【問】 こどもの本を見たところ、社会科教科書に、「わが国土」というのがあって、その中に焼津・会津・飯塚などの地名が「やいづ」「あいづ」「いいづか」とふりがながしてあり、また別の教科書には、「やいず」「あいず」「いいづか」となっています。いったいどちらが正しいのですか。

【答】 焼津・会津などは津の文字から濁って「づ」とするのが漢字使用の常識的な考え方ですが、一方固有名詞としてこれらの地名を考えたとき、漢字の観念を離れて発音そのものから、「やいず」「あいず」とかな書きする考え方も成立します。

また現代かなづかいには2語連語による濁音として貝塚・オ榎は、「づ」であって、「ず」ではないと規定してありますが、手綱・手力などの手は一種の接頭語とも考えられて、これを2語連語と考えるか、複合した1語と考えるかによって、「たづな」「たぢから」と解することも、また「たずな」「たじから」と書くことも許されます。いずれにしても、「づ・ず」「じ・ぢ」の書き分けは現代かなづかいの最も大きな問題で、まだはっきりした解決は与えられていません。現段階では両方とも正しいものと思います。ただこの問題について、教科書の間に不統一のあることはこまったこととして、今後統一に向かうよう努力するつもりです。

助詞「は」と「へ」

【問】 現代かなづかいで、「わたくしはそこへ行く」の「は」は当然「わ」に、「へ」は「え」とすべきであるのに、へんに妥協しているのは、その趣旨を考えると、どうも釈然としないものがあります。

【答】 現代かなづかいで、助詞の「は」「へ」「を」を除外としたのは、一般に深く目の印象にはいっていることとて、これを発音どおりにすると、反対が多いことも顧慮したものでありますが、将来は発音どおりになるかもしれません。だが当分はあのとおりで進むことに国語審議会では全員一致して決めたものであります。けれど除外例を設けてありますから、「わたくしわ」でも認めることになっています。

「は」「へ」と「わ」「え」

【問】 助詞の「は」「へ」も「わ」「え」と書くのがよいと思いますが、それが実現する可能性と時期について見とおしを教えてください。

【答】 「は」「へ」を「わ」「え」にするという可能性なり時期なりについては、現在、賛否両論がありますので、今日のところまだ何とも予想がつきません。

「ゆう」か「いう」か

【問】 「言う」は「ユウ」と発音するのに、新かなづかいで「いう」と書くのはなぜですか。その活用をも示してください。

【答】 「言う」は「ユウ」と発音するようですが、それを「ゆう」と書くと、文法上、動詞の活用の説明が複雑になるので、特に「いう」と書くことになっています。

なお動詞「いう」の活用は次のとおりです。

い	{	わ ^ハ	
	{	い ^マ	
	{	う	
	{	え ^バ	
	{	お ^フ	(または おう)

「いおう」の「おう」を分解して、語尾の「お」と助動詞の「う」とに分けて考えることも、また「おう」という一つの語尾と考えることもできます。

「とおる」か「とうる」か

【問】 「通る」は「とうる」ではいけませんか。いけないとすればその理由はどうですか。

【答】 「通る」は 現行の規則では、「とおる」と書くことになっています。それは、旧かなづかいで「とほ」と書いてあるとこ

ろ（音節）は、長音ではないという考え方から出ています。

「きれい」か「きれえ」か

【問】 「きれい」「せんせい」などは「きれえ」「せんせえ」と書くのが正しくはありませんか。

【答】 「きれい」「せんせい」のかなづかいは、字音の「麗」「生」のかなづかい（従来のまま）によったのですが、その発音は、エイ（二色母音）でもエー（長母音）でもよいことになっています。

なおこれは、ローマ字のつづり方で、“kirei, sensei”などと書いて、しかも〔キレイ〕とも〔キレー〕とも読んでいるのと一致しています。

「地」は「ぢ」か「じ」か

【問】 「地震」「地面」または「布地」などの「地」を、新かなづかいで「じ」と書くのはなぜですか。こどもには「^ち地」に対して「ぢ」と書くことに賛成するものがありますが。

【答】 「地」の音は、元来、漢音チ、呉音ヂで、そのヂは連濁のヂではありません。もとの（すなわち本来固有の、連濁でない）音です。

現代かなづかいでは、ヂ・ジの音を区別せず、連濁の「ぢ」のほかは、すべて「じ」と書くことになっていますから、

地震 この服は 地 がよい。

なども、みな「じ」と書くのです。

また「服地」「生地」などの「地」も、この「^じ地」であって、連濁の「ぢ」とは認めず、したがって「布^じ地」などの場合の「地」のかなづかいも「じ」と書くのです。

「はなぢ」か「はなじ」か

【問】 「鼻血」は「はなじ」ではありませんか。

【答】 「鼻血」は「はなぢ」です。その「ぢ」は2語連合によって「ち」が濁ったものです。

「づつ」か「ずつ」か

【問】 「一つづつ」と書くのが正しいですか。「一つずつ」と書くのが正しいですか。

【答】 「ずつ」です。これは「つつ」の連濁でなく、「ずつ」という接尾語になっているものと解釈しているのです。

「まぢか」か「まじか」か

【問】 「卒業の日も {まぢか} にせまった。」で、どちらを選択するかという問題が出ました。どちらが正しいのでしょうか。

【答】 「ま近に」で「まぢか」です。「手近」「身近」なども、みな「手ぢか」「身ぢか」です。

なお「ま近」の「ま」は、一般に「^ま間」の意味に解して「間

近」と書いています。もっとも、それがほんとうの語原かどうかは未詳です。

「世界じゅう」か「世界ぢゅう」か

【問】 「世界中」は「世界ぢゅう」と書くのが正しくはありませんか。

【答】 「うち中」「村中」などの「中」は、すでに接尾語として固定しており、初めから〔ジュウ〕という音だと見て、文部省著作教科書には「うちじゅう」「世界じゅう」というふうに書いてあります。

「基づく」か「基く」か

【問】 これまで普通に「基く」と書いていましたが、近ごろは「基づく」と書いているのを見受けます。どちらがよいのですか。

【答】 今日でも公用文では、「基く」と書くことになっていますが、教科書では「基づく」と書いています。しかし これなどはなるべく「もとづく」とかなで書いてほしいことばです。

「魚づくし」か「魚ずくし」か

【問】 「魚づくし」と書いてある本と「魚ずくし」と書いてある本とがあります。どちらが正しいでしょうか。

【答】 現行のきまりとしては、「魚^{づく}し」の連濁として、「魚づく

し」と書くのが正しいでしょう。なぜならば、「魚」と「尽し」との2語に分けて考えられるからです。

「腕づく」か「腕ずく」か

【問】 「腕ずく」の「ずく」は何の意味ですか。そして、それは「ずく」ですか「づく」ですか。

【答】 「腕ずくで来い。」というような文句の中で、その「腕ずく」ということばの意味はわかりますが、その中の「ずく」というのはどういふことかちょっとわからなくなっています。そういうふうに、だれでもすぐにわからないような場合には、すべて「ず」に書けばよいのです。

四段活用か五段活用か

【問】 「書く」という動詞は、「か・き・く・け」の4段に活用するから、四段活用と名づけられていたが、現代かなづかいでは、「書こう」という書き方ができたから、語尾は「か・き・く・け・こ」の5段に活用するようになりました。したがって、5段活用というべきなのに、文法教科書によっては四段活用にしています。未然形という一つのわくに、「か」「こ」の2字があるのは、現代かなづかいのつじつまが合わない点ではないのですか。

また、「大きい」のかなづかいを、「おう」と区別して、「お

お」と書けといったり、同じ「つめ」を、「なまづめ」「ひずめ」と書き分けさせるなど、現代かなづかいには無理が多いようです。

【答】(1) 現代かなづかいで書く文章の上に新しい口語文法を立てる以上、これまでの四段活用を五段活用と呼ぶこともあり得ることで、現に大正5年、国語調査委員会編の「口語法」でも五段活用としてあります。現行の文部省著作「中等文法」では、文語法との関連と、これまでの活用表の立て方のわく内で説明しようというたてまえから、従来のまま四段活用としてありますが、これは新かなづかいでは、「オ」の段にも活用するという文法的事実を曲げているものではありません。そして、これを「ア」の段の活用語尾と合わせて一つの未然形の中に並べております。一つの活用形の中に二つの活用語尾を並べてはいけないということはなく、これまでも未然形に「し・せ」または「し・せ・さ」を並べた例があります。それと同時に、未然形をアの段とオの段とに分けて説明する人があっても、さしつかえないはずで、これらのことは、文法の説明上の問題であって、かなづかいの問題ではありません。

(2) 「大きく」「多く」などの「おお」の書き方は、「お」の長音ではなくて「おお」であるという考えに基いたものであります。

(4) 「蹄」を「ひずめ」と書けということはどこにも規定し

てありません。文部省著作教科書では、これを「ひ」と「つめ」とに分解して考えることを必ずしも生徒に要求しないというたてまえで「ひずめ」と書いたままであって、これを分解して「ひづめ」と書くこともできます。

それでは1語に2種の表記法があって困るではないかということになりますが、この類の語はきわめて少数で、それはわれわれが一般に使っているうちに自然に落ち着くものと考えられます。

7 これからの敬語について

【問】 「これからの敬語」は、どんな方針と審議の経過で決められたのですか。

【答】 昭和25年に改組された新しい国語審議会では、部会の一つとして敬語の調査に関する部会を設け、同年の6月から審議を始めましたが 越えて27年の4月に委員の任期が満了するのを機会に、一応、それまでの決定事項をとりまとめて総会にかけたものです。その際、金田一部会長からの経過報告の要旨を次に掲げておきますから、それを参照してください。

「これからの敬語」審議経過報告（要旨）

敬語部会長 金 田 一 京 助

国語審議会の敬語部会では、その第1回の会合で、まず、次の2説について審議しました。

- 1 敬語法は日本語の美しい特徴であるから、これからも永久に保存していかなければならない。
- 2 敬語法は封建時代の遺習であるから、これからの民主主義の世の中では 当然清算すべきものである。

審議の結果 次の第3説に落ち着きました。

3 民主主義の基本は、個人が互に他の個人を尊敬するところにある。その尊敬の心持を表わすのが敬語法であるから、これからの世の中にも、ある程度の敬語は有用である。

そして現在の敬語法の実状について、いろいろな角度から検討した結果、次の方針で審議を進めていくことになりました。

現代における敬語法の行き過ぎを戒め、誤用を正し、できるだけ平明、簡素な形に整理する。

かくして広く各種の資料によって調査審議し、なおかつ今日でも調査審議を続行しているのでありますが、その中から、いわば第1次の報告として、別冊「これからの敬語」をまとめたわけでありす。

【問】 「これからの敬語」は、どんな内容ですか。

【答】 今度国語審議会から文部大臣へ建議した「これからの敬語」は、敬語の純化に関する基本方針4か条と、その実践項目12か条とからなっていますが、これによって、これからの新しい時代に即した敬語のあり方の大綱が示され、かつ、これまでわたしたちが迷っていたいくつかの問題についても解決の指針が与えられたわけです。

たとえば日本語の代名詞について、自分をさすことばとしては「わたくし」があり「わたし」があり「ぼく」があり「おれ」があり、また相手をさすことばとしては「あなた」「きみ」「おまえ」「先生」「貴殿」「貴下」など、そのほかいろいろあ

って、ちょっと外人からアイ(I)とユウ(You)とにあたる日本語は何かと問われても、ひとくちには答えられないで、いちいち注釈をつけていたのを、これからはすぐに「わたし」「あなた」と答えられるようになりました。もっとも「わたくし」なども、改まった場合の形としてちゃんと使われるのですから、けっして、ことばを統制するとか制限するとかいったようなものでないということを、どうか誤解のないようにしていただきたいと思います。

特に「これからの敬語」の取り扱っているのは、広い社会的立場におけることばづかいについてであって、地方地方のことばや個人の私生活におけることばづかいについては触れていないのでありますから、その点もよろしく了解していただきたいと思います。

【問】 「これからの敬語」は強制ですか。

【答】 今度国語審議会から文部大臣に建議された「これからの敬語」の使い方については、さいわいに世論の支持を受けておりますが、中にはその主旨を誤解しているかたもありますので、一言申し上げておきたいと思います。

「これからの敬語」は、これまでの敬語が古い時代に発達したままであって、今の新しい時代にはあわないところがありますから、それを適当に調節しようというのが根本の主旨であります。そしてその主旨が、自然に社会常識となって、おのずか

らことばが改まっていくなことを望んでいるのでありまして、何も今すぐに、これこれのことばを使ってはいけないというような法律でも強制でもないのであります。

けれどもそうかといってことばの問題は、全然自由に放っておいてよいものであるかどうか。たとえば、くだものなる木を放っておきますと枝や葉ばかり茂って実がよくなりません。それにたくさん実をならせるためには適当に刈り込みを行わなければなりません。すべて国語を整理するという仕事は、ほんとうによい実をたくさんならせるための刈り込み作業のようなものであります。

最近あるところで、ひとりの婦人の来訪者が、「オイコラ、上衣をぬげ。がいとうをぬぐ規則を知らんのか。」といわれたという実地報告が公にされていますが、そうした「官尊民卑」の旧時代のことばづかいを、今の「民主」時代にもちこしている例が現にあるのです。「これからの敬語」は、こうした官尊民卑や男尊女卑など、そのほか、いろいろふつごうな考え方に基いてできている旧時代のことばづかいを改めて、すべての人が互に他の基本的人格を尊重する精神によって、新しい時代の敬語の使い方をうち立てていこうとするものでありますから、どうか、皆様のご協力を得たいと思います。

「社長」と「社長さん」

【問】 「社長」などに「さん」をつけてはいけないのですか。

【答】 これまで「社長さん」といっているところでは、それで、いっとうさしつかえありません。ただ、なんでも「さん」をつけなければ尊敬も親しみも表わせないというわけのものではなくて、現に広い世の中には「社長、社長」と言っ、それでけっこう社員全体が社長に対する尊敬と親しみの心持を表わして、なごやかにやっている例もあるということを、一言申し添えておきます。